

マイナンバー (社会保障・税番号)制度の通知カード・個人番号カードについて

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

今年の10月からマイナンバーの通知を皆さまの住民票の住所にお送りします。

■マイナンバー制度とは

住民票を有するすべての人が1人1つの番号を持ち、社会保障、税、災害対策などの分野で活用することで、住民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を目指すものです。

10月以降に順次お送りする通知カードと個人番号カードについてお知らせします。

■通知カード

・生涯変わらないマイナンバー (12桁) を簡易書留で郵送します。今後は住所変更手続などで必要になりますので、大切に保管してください。

■個人番号カード

- ・顔写真などが載った本人確認書類として使用できます。
- ・平成28年1月から希望する方にカードを交付しますので、通知カードに同封された申請書でお申込みください。
- ・個人番号カードは地方公共団体情報システム機構に作成を委任するため、町での即時交付はできません。
- ※通知カード、個人番号カードの初回発行手数料は無料です。
- ※個人番号カードは、住民基本台帳カード及び通知カードとの重複所持はできません。

■住民基本台帳カードについて

- ・平成27年12月末で住民基本台帳カードの発行・更新が終了します。なお、すでに交付された住民基本台帳カード及び電子証明書は、有効期間内は引き続き有効です。
- ・住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合、住民基本台帳カードは廃止・回収します。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

お問合せはマイナンバーコールセンター (全国共通ナビダイヤル、通話料有料)へ

【日本語窓口】☎ 0570-20-0178

【外国語窓口】☎ 0570-20-0291

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応

※受付時間 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日及び祝日、年末年始を除く。)

ささら獅子舞保存会会員を募集します

問合せ：教育文化振興課 社会教育担当 ☎ 991-1873

ささら獅子舞は松伏神社に古くから伝わる民俗芸能です(町指定無形民俗文化財)。町民文化祭や町民まつりなどでも勇壮な舞を披露しています。

ささら獅子舞保存会では、伝統ある民俗芸能を永く後世に伝えるため、広く会員を募集しています。意欲ある方のご入会をお待ちしています。

■対象/おおむね18歳以上で町内在住の方

■活動/文化祭などイベントへの参加

■練習/おおむね7月から11月までの月曜日午後7時頃から2時間程度。舞手か囃子方(笛)のどちらかを練習していただきます。

■費用/入会金、会費などはありません。

■その他/ささら獅子舞保存会は民俗芸能の伝承を目的とし、宗教的な団体ではありません。

※7月19日(日)午前10時30分から松伏神社(田中地区)で、8月15日(土)午後4時頃から宝珠院(田中地区)で獅子舞が見られます(天候などの事情により、時間が前後したり、中止になる場合があります)。

